平成２７年（フ）第４３５号
神戸市西区水谷２丁目１―14　イエローヒルズＤ103号室、住民票上の住所神戸市北区鈴蘭台西町５丁目16番１―1301号
債務者　ＢＬＡＳＴことＩＮＮＯＶＡＴＩＯＮこと　村田　大樹
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５８１号
神戸市須磨区堀池町２丁目１番16号、従前の住所神戸市長田区宮川町５丁目１番４号　スタイルハウスＮ301号
債務者　杉原こと　杉原みゆき
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５８４号
神戸市中央区二宮町２丁目12番16号　パークサイドハウス301号
債務者　後藤　　優
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５９１号
神戸市垂水区青山台６丁目１番３―86号
債務者　加藤　和美
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９５号
川崎市川崎区観音２丁目12番17号
債務者　大内　競子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３１６号
川崎市川崎区浅田１丁目４番６号　オレンジコート　Ｂ号棟、前住所川崎市川崎区観音２丁目18番16号　プランドール観音　102
債務者　高橋　勇希
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３３４号
川崎市宮前区馬絹1352番地　アクティー宮崎台　101
債務者　柏谷　常也
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５５号
川崎市多摩区長沢４丁目37番１号　３Ｆ
債務者　中島　忠則
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５６号
川崎市宮前区犬蔵１丁目11番18号　徳美荘101
債務者　河原　和美（旧姓與那嶺）
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３６５号
川崎市中原区丸子通１丁目636番地４　朝日多摩川マンション　106
債務者　高谷　　勲
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３７６号
川崎市幸区塚越３丁目380番地　佐々木荘
債務者　鈴木　和男
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３８４号
川崎市麻生区岡上1462番地128
債務者　木下　英亮
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３８９号
川崎市麻生区金程４丁目１番14号　エスペランサ　102
債務者　百合　勝典
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３９９号
川崎市幸区小向西町３丁目21番地８　スカイコーポ　201、前住所川崎市川崎区日進町12番地11　ひまわり荘
債務者　渡邉　正弘
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４００号
川崎市多摩区菅３丁目７番25―204号、前住所東京都世田谷区南烏山１丁目14番10号　キャッスル芦花Ⅱ―103
債務者　字原　勝紀
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４０３号
川崎市高津区北見方１丁目27番21号　小俣ハイツ　201、前住所川崎市宮前区神木１丁目３番地５　向ヶ丘プラザハウス　301
債務者　原子　健二
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係